

学校法人川崎学園と総社市との連携協力に関する協定書

学校法人川崎学園と総社市とは、相互の連携協力を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が相互に連携を図ることにより、医療・保健・福祉等の分野において双方の資源を有効に活用した活動を推進し、また、市民が医療や介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、市域を越えた切れ目のない適時適切な医療が提供されるなど、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 地域の医療・保健・介護・福祉・教育の充実に関すること
- (2) 地域の医療・保健・介護・福祉・教育を推進するための人材育成に関すること
- (3) 災害時等の医療・保健・介護・福祉体制の構築に関すること
- (4) 大学等有する専門知識を活かした地域振興に関すること
- (5) 学生及び卒業生が地域の担い手として活躍するための仕組みを作ること
- (6) その他両者が協議して必要と認める連携協力に関すること

(連携協力の推進)

第3条 前条各項に掲げる連携協力事項の内容等については、両者が協議し決定、実施するものとする。また、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は締結の日からその属する年度の末日までとする。ただし、期間満了1か月前までに特段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 両者は、この協定において互いに知り得た情報については、個人情報の保護に努めなければならない。ただし、生命に危険を及ぼす場合にはその限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両者協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 7月24日

学校法人川崎学園

理事長

川崎武沈

総社市

総社市長

長岡 篤人